

# 教職員賠償責任保険

専門的業務賠償責任保険普通保険約款+教職員特約条項+初期対応・訴訟対応費用担保特約条項(教職員特約条項用)  
+被保険者に関する特約(教職員特約条項用)+教職員間訴訟免責特約条項

団体割引  
20%

## 保険期間

2021年4月1日午後4時～  
2022年4月1日午後4時まで(1年間)

## 募集期間

2021年1月21日～2021年2月19日

中途加入は随時受け付けております。  
中途加入の保険(補償)期間と保険料等は  
パンフレットP.3をご覧ください。

【ご注意】

中途加入の募集を行わない学校生協では、保険始期は4月1日の  
みでの募集となります。

## 保険料等(年間)

6,080円

※上記は、保険契約の保険料5,880円と制度運営費(200円)の合計です。

※上記保険料は、加入者数1,000人以上の場合の保険料です。

ご加入者数が1,000人を下回った場合には、保険料の引上げまたは支払限度額の  
引下げ等の変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 保険料等について

保険始期(補償開始日)までに保険料等をお支払いいただきます。  
保険料等の集金方法は「法定外控除」です。

## ご加入対象者

三重県学校生活協同組合の組合員である教職員等(※)

※学校教育法に定める校長および教員、部活動を指導する教育関係  
の職員、学校事務職員(学校に勤務する行政職員を含みます)、  
学校用務員(学校に勤務する技能職員を含みます)をいいます。

## ■ご加入のお手続き方法

1

加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、  
三重県学校生活協同組合までお申込みください。  
(2月19日必着)

2

保険料等を保険始期(補償開始日)までにお支  
払ください。  
保険料等の集金方法は「法定外控除」です。

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、  
ご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡が  
ない限り、契約者(三重県学校生活協同組合)は、今年  
度のパンフレット等に記載の保険料、補償内容にて保険  
会社に保険契約を申し込みます。

なお、本内容をご了承い  
ただける方につきましては、  
特段のご加入手続きは不  
要で自動更新です。



## こんなときに保険金をお支払します

教職員等個人に対して下記のような請求がなされた場合に、負担する  
争訟費用(弁護士費用等)や損害賠償金、諸費用等がお支払いの対象  
となります。

### お支払事例

- 同級生によってケガを負わされた生徒とその保護者が、担当教員に  
対して、注意義務違反があったとして損害賠償請求訴訟を提起した。
- クラブ活動の練習中に死亡した学生の親族が、顧問の教員に指導上  
の過失があったとして損害賠償請求訴訟を提起した。

教職員等が公務員である場合には、国家賠償法が適用されます。国  
家賠償法第1条第2項によれば、公務員である教職員等に故意・重過  
失がなければ、教職員等個人が自ら賠償責任を負うことはありません。  
しかし、教職員等に故意・重過失がなく、結果的に損害賠償責任を負  
わない場合であっても、被害者である生徒および保護者は、国・地方  
自治体とともに教職員等個人を民法709条または415条に基づき訴え  
ることも可能です。このような場合には、教職員等個人としても応訴す  
るための弁護士費用や訴訟費用が必要となります。

### 初期対応費用(お見舞金)のお支払事例

- 学校内で保護者がお怪我をされ学校長に損害賠償請求がなされた。  
学校施設の欠陥が原因であったため、初期対応費用としてお見舞金  
をお支払した。

※本保険の支払い事例ではございません

## 法律上の損害賠償金および争訟費用の備えを！！

この保険は三重県学校生活協同組合を保険契約者とし学校生活協同組合の組合員を被保険者とする教職員賠償責任保険団体契約です。  
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は三重県学校生活協同組合が有します。

このパンフレットは、教職員賠償責任保険の概要をご紹介します。教職員賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細に  
つきましては、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、  
団体までご請求ください。

また、保険金のお支払い条件・ご加入手続、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。